

宝達志水町放課後児童クラブ入会要件・審査等の説明

宝達志水町健康福祉課

社会福祉法人聖ヨハネ会 押水・しお児童クラブ

❖ 児童の町内児童クラブ入会の要件は次の通りです

町内児童クラブへの入会を認められる要件は、児童が「保護者の就労、疾病その他の理由により
昼間家庭において適切な養育、保護が受けられない」状態と認められるときです。

具体的には保護者の方が以下の各号のいずれかに該当する場合です。

- (1) 保護者が昼間に家事以外の労働をすることが、常態化（※1）している。
※1「常態化」とは、月曜日から土曜日のうち4日以上をいう。
- (2) 保護者が8週間以内に出産を予定している、または出産後8週間を経過していない。
- (3) 保護者が病気にかかる、又は負傷している。
- (4) 同居の祖父母が上記項目に準ずる就労、病気等で養育することができない。
- (5) その他（前項以外で児童を保育することが出来ないと判断される事由）。

❖ 入会資格審査及び決定などについては次のようになります

（資格審査と通知）

- 1 児童の入会を希望する保護者は、入会申請書に入会理由を記入の上、指定期日までに町健康福祉課児童係へ提出してください（住民課、保育所、小学校、児童クラブでも受付します）。その際に、必要に応じて就業先の就労証明書等の証明書類を求め、あるいは面接により事情を直接お尋ねすることがあります。また、指定期日（締切日）を過ぎての申請は、状況によっては入会をお断りする場合があります。
- 2 入会資格の審査は町および児童クラブ責任者が行います。入会の可否を決定後、町から通知いたします。

（中途入会の取扱い）

- 3 保護者の急な就職決定及び勤務時間の変更などにより急遽留守家庭となった児童や、町外から転居してきた児童については、同じく入会資格の有無を審査した上、中途入会を許可することができます。

（入会の取消）

- 4 途中で入会資格が消失したとき、保護者負担金を未納および滞納したとき、その他運営上支障があるときは出席を停止する、又は利用を制限する、もしくは入会を取り消す場合があります。

【多子世帯負担金免除制度】

下記の条件に該当する世帯に限り、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の中で、第3子以降が児童クラブを利用したときは、負担金が無料になります。詳しくは「健康福祉課児童係」におたずねください。

- | | |
|------|-------------------------------|
| 対象世帯 | 1 夫婦の町民税所得割の合計額が57,700円未満 |
| | 2 ひとり親世帯で町民税所得割の合計額が77,101円未満 |